

改定後	改定前
第4条（届出事項の変更等） 2. 氏名、暗証番号、決済口座、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。 （略） 6. <u>当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u>	第4条（届出事項の変更等） 2. 氏名、暗証番号、決済口座、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。 （略） なし
第14条（会員保障制度） 3. <u>⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u> ⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害 ⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 ⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害	第14条（会員保障制度） 3. なし ⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害 ⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 ⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害
第22条（期限の利益の喪失） 4. 本会員は、第23条第1項第8号または第9号の事由に<u>該当したことが判明した</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。	第22条（期限の利益の喪失） 4. 本会員は、第23条第1項第8号または第9号の事由に<u>より会員資格を取消された</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
第23条（会員資格の取消） 1. <u>⑧会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、</u>	第23条（会員資格の取消） 1. ⑧会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合 (略) <u>3. 当社は、会員が本条第1項第8号または第9号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u> <u>4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u> <u>5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</u> <u>6. 本会員は、本会員またはパートナー会員の会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号</u>	等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合 (略) なし <u>3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u> <u>4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</u> <u>5. 本会員は、本会員またはパートナー会員の会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号</u>
--	--

の使用を含む) は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。	の使用を含む) は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。																																																																																																				
＜リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞ (略) ・分割払い <table><tr><td>支払回数</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>30</td><td>36</td></tr><tr><td>支払期間(ヶ月)</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>30</td><td>36</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td>12.20</td><td>12.99</td><td>13.50</td><td>13.86</td><td>14.57</td><td>14.74</td><td>14.87</td><td>14.94</td><td>14.96</td><td>14.96</td><td>14.91</td><td>14.82</td></tr><tr><td>利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)</td><td>2.04</td><td>2.72</td><td>3.40</td><td>4.08</td><td>6.80</td><td>8.16</td><td>10.20</td><td>12.24</td><td>13.60</td><td>16.32</td><td>20.40</td><td>24.48</td></tr></table>	支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36	支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36	実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82	利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48	＜リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞ (略) ・分割払い <table><tr><td>支払回数</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>30</td><td>36</td></tr><tr><td>支払期間(ヶ月)</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>30</td><td>36</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td>12.00</td><td>13.25</td><td>13.75</td><td>14.25</td><td>14.50</td><td>14.75</td><td>14.75</td><td>14.75</td><td>14.75</td><td>14.75</td><td>14.50</td></tr><tr><td>利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)</td><td>2.01</td><td>3.35</td><td>4.02</td><td>6.70</td><td>8.04</td><td>10.05</td><td>12.06</td><td>13.40</td><td>16.08</td><td>20.10</td><td>24.12</td></tr></table>	支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36	支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36	実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50	利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12
支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36																																																																																									
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36																																																																																									
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82																																																																																									
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48																																																																																									
支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36																																																																																										
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36																																																																																										
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50																																																																																										
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12																																																																																										
<table><tr><td>支払回数</td><td>40</td><td>42</td><td>48</td><td>50</td><td>54</td><td>60</td></tr><tr><td>支払期間(ヶ月)</td><td>40</td><td>42</td><td>48</td><td>50</td><td>54</td><td>60</td></tr><tr><td>実質年率(%)</td><td>14.76</td><td>14.72</td><td>14.61</td><td>14.57</td><td>14.50</td><td>14.38</td></tr><tr><td>利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)</td><td>27.20</td><td>28.56</td><td>32.64</td><td>34.00</td><td>36.72</td><td>40.80</td></tr></table>	支払回数	40	42	48	50	54	60	支払期間(ヶ月)	40	42	48	50	54	60	実質年率(%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38	利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80																																																																									
支払回数	40	42	48	50	54	60																																																																																															
支払期間(ヶ月)	40	42	48	50	54	60																																																																																															
実質年率(%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38																																																																																															
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80																																																																																															
＜分割払いのお支払い例＞ 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合 ①分割払い手数料…50,000 円× <u>(6.80 円÷100 円)</u> =<u>3,400 円</u> ②支払総額…50,000 円+<u>3,400 円</u>=<u>53,400 円</u> ③分割支払額…<u>53,400 円</u>÷10 回=<u>5,340 円</u> 第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等） 1. ①申込み時または入会後に、会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類等に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実	＜分割払いのお支払い例＞ 利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合 ①分割払い手数料…50,000 円× <u>(6.70 円÷100 円)</u> =<u>3,350 円</u> ②支払総額…50,000 円+<u>3,350 円</u>=<u>53,350 円</u> ③分割支払額…<u>53,350 円</u>÷10 回=<u>5,335 円</u> 第 1 条（個人情報の収集・保有・利用等） 1. ①申込み時または入会後に、会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類等に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実																																																																																																				

質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、<u>国籍</u>、<u>在留資格</u>、<u>在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）	質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等または①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等または①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為または虚偽の申告が判明し<u>会員資格が取り消された</u>場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。